

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休日、その翌日  
が休日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告示 土地改良法による換地計画の適否の決定(三件)  
保安林予定森林  
開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇選管告示 鳥取海区漁業調委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇公告 あん摩マツサージ指圧師試験等の実施

## 規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第一号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十五号)中別表第一の改正規定のうち第二種県管住宅の表の円通寺団地に関する部分及び別表第二の表の改正規定の施行期日は、昭和五十六年一月十六日とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

緑町第七	二二、七〇〇円
------	---------

を

緑町第七	二二、七〇〇円
円通寺	二五、九〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第十九号

昭和五十五年十一月二十日付けで郡家町から申請のあつた宮谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

昭和五十五年十二月十日付けで大山町から申請のあつた明間地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

昭和五十五年十二月二十日付けで東伯町から申請のあつた下伊勢地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

(一) 八頭郡智頭町大字真鹿野字神田吉松三二〇の次一

(二) 八頭郡智頭町大字郷原字宮ノ谷三八一、三八九

(三) 八頭郡智頭町大字市瀬字円城谷三一四二、三一九三の四、字円城谷口一三〇一

(四) 八頭郡智頭町大字大内字川井三七、字香田四六の次一、四七の一、四七の二

(五) 八頭郡佐治村大字森坪字宮谷六〇一から六〇三まで、字ママ畑六

五、六八の一、字立ヒラ二〇三の三

(六) 八頭郡佐治村大字加茂字幸谷一六、一七、二一から二三まで、二

九、大字加瀬木字イモフ谷二五六五から二五六八まで、二五七〇、

二五七一

- (出) 八頭郡船岡町大字福井字大谷五六七、五六七の一、五六八、五六八の一、五六八の二、五六八の次二、六八一
- (内) 八頭郡船岡町大字西谷字笹尾一七の次一、一八の一、二〇、六七九の一、六八〇、六八一、六八一の一
- (外) 八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷一二九の一、一二九の一四、一二九の一五、一三二の一
- (甲) 八頭郡若桜町大字着米字シヨムカ六三五の一、字田ノウヘ六三一の四三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (乙) 八頭郡若桜町大字着米字堂ノムコフ六四〇の四
- (丙) 八頭郡若桜町大字落折字中河原二七七の一七一(次の図に示す部分に限る。)
- (四) 八頭郡若桜町大字湯原字奥ノ谷四一六の一、四一七、四一八、四一八の一、四一九、四一九の一、四一九の二
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(一) 立木の伐採方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (二) 八頭郡智頭町大字真鹿野字神田吉松三三〇の次一
- (三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (四) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (六) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- 二一 保安林予定森林の所在場所
- 八頭郡若桜町大字小船字西ノ平上一〇七六の一、字西ノ平四九一の一
- 二
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件  
(一) 立木の伐採方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三一 保安林予定森林の所在場所
- (一) 八頭郡河原町大字稲常字宮ノ上ミ七七(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 八頭郡家町大字山田字池ノ山三七七、三七八の一
- (三) 八頭郡家町大字市谷字南谷五四二の一、五四二の二、五四二の四、五四三の一、五四八、五四九、五五〇、五五一の一
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(一) 立木の伐採方法

- 四 1 保安林予定森林の所在場所
- (一) 東伯郡三朝町大字吉尾字伊勢路平二六、二八、二九、字奥宮ノ前二二、二五の一、字ゴウロフ三九〇の一、三九〇の二、字伊勢路三五
  - (二) 東伯郡三朝町大字大谷字鉄山屋敷二一九六の一から二一九六の三まで、一一九七の一
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
    - (2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- 五 1 保安林予定森林の所在場所
- (一) 西伯郡中山町高橋字駈坂一〇〇四の一、字向駈坂一〇四四の一

- (二) 西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六の一、二〇四六の三九、二〇四六の一四、二〇四六の一五、字草谷原二〇四九の一
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採方法
    - (1) 主伐に係る伐採種は定めぬ。
    - (2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場、河原町役場、佐治村役場、船岡町役場、郡家町役場、若桜町役場、三朝町役場、中山町役場又は大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 鳥取県告示第二十三号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。
- 昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年五月二十六日 鳥取県指令受都計第八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字長瀬字七ノ千石(一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

豊中市庄内幸町五丁目一七一五

株式会社岡崎工務店

代表取締役 岡崎 兼義

鳥取県告示第二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十月三十一日 鳥取県指令受都計第二百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碓町大字出上字大道ノ西及び字野畑ノ東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡赤碓町大字赤碓一二四二一三

赤碓町

町長 中井 勲

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和五十五年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、九二一

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆうど師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、は

り師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和56年1月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 昭和56年2月19日(木) 午前9時から

実地試験 昭和56年2月20日(金) 午前9時から

はり師試験及びきゆう師試験

学科試験 昭和56年2月19日(木) 午前9時から

昭和56年2月20日(金) 午前9時から

実地試験 昭和56年2月20日(金) 学科試験終了後

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂及び会議室

3 受験願書受付期間

昭和56年1月22日(木) から同月31日(土) まで(郵送の場合は、昭和56年1月31日までの消印があるものは、有効とする。)

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)へ問い合わせること。